

(参考) 法令改正以外の取扱いの改正

(1) 条件緩和の申立等

ビール、甘味果実酒、スピリッツ、リキュール類、及び雑酒の製造免許について、製造する酒類の範囲に係る条件の緩和若しくは解除を受けようとする場合で税務署長が適当と認めるときは、誓約書の添付のみで条件緩和の申立ができることとしました。

(注) 改正に伴う経過措置により、ビール、スピリッツ、リキュール類及び発泡酒の製造免許を受けたとみなされた場合(1のロの(イ)参照)は、法定製造数量に達するかどうか製造見込数量を確認することがあります。

また、条件緩和後に法定製造数量に達しないときは、取消事由に該当することになりますのでご注意ください。

(2) 記帳義務

アルコール分等の測定方法について、原則として、国税庁所定分析法によることとし、酒類製造者が国税庁所定分析法以外の分析方法を採用しようとする場合には、その測定方法が合理的、かつ、正確な測定方法であると認められるものであれば、酒類製造者の採用する測定方法によることとして差し支えないこととしました。

(3) 酒類の数量確認に流量計を使用する場合の取扱い

酒類の数量確認に使用する流量計については、計量士等による定期的な器差試験を行うこととしていましたが、複数の流量計を使用している酒類製造場においては、器差試験を受けている流量計を基準としてその他の流量計(酒類の移出数量及び移入数量を測定するための流量計を除く。)の器差を確認する方法によることとしました。

具体的な器差の確認方法等は次のとおりです。

イ 基準とする流量計は、計量士等による器差試験を受けたもので、かつ、次の要件を満たすものであること。

① 積算計を有し、積算計の最小表示目盛の単位は1リットル以下のものであること。

② 器差試験の結果、その器差が0.5パーセント以内であること。

ロ 器差の確認は、5年以内の定期に行うこと。なお、流量計の器差がイの②の器差の範囲から外れている場合には、随時器差の確認を行うこと。

ハ あらかじめ、その実施方法等に関する社内マニュアル等を製造場の所在地の所轄税務署長に提出すること。

ニ 器差の確認の記録を保存すること。

(4) 酒類等の製造・移出等承認

酒類等の製造等の承認は、承認を受けなければならない行為を行おうとする都度承認を受けることが原則ですが、次表に掲げる承認事項について、酒税の取締り上支障がないと認められるときは、その行為別に次の期間の範囲内において、承認することとしました。

- イ 清酒又はしょうちゅう乙類 毎年7月1日から翌年6月30日までの期間
ロ イに掲げる酒類以外の酒類 毎年4月1日から翌年3月31日までの期間

酒税法条項	承認事項
酒税法 第50条第1項第1号	法第3条第3号ロに規定する清酒を製造する場合の承認
酒税法 第50条第1項第4号	ウイスキー類の原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認
酒税法施行令 第56条第2項第1号	砂糖等を加えたしょうちゅうにアルコール又は砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合の承認
酒税法施行規則 第16条第1号	しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類とを混和する場合の承認(砂糖等を加えたしょうちゅうと砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合を除く。)
酒税法施行規則 第16条第3号	清酒等を原料としてリキュール類を製造する場合の承認
酒税法施行令 第56条第3項	砂糖等を加えたしょうちゅうを製造する場合の承認
酒税法施行令 第56条第3項	木製の容器に貯蔵したしょうちゅう等を移出する場合の承認
酒税法施行規則 第17条第1号	ウイスキー類類似スピリッツを製造する場合の承認
酒税法施行規則 第17条第2号	砂糖等を加えたしょうちゅうを木製の容器に貯蔵する場合の承認

Ⅱ 主な様式

改正等される主な様式は、次ページ以下のとおりです。